

真庭市第三セクターに関する方針

【各法人の方向性】

平成 23 年 7 月策定

令和 5 年 3 月改定

真庭市

【目 次】

◆真庭市第三セクター全般の方向性	2
◆個別法人（第三セクター）の方向性	3
●方針検討対象法人一覧表	3
1. 一般社団法人蒜山農業公社	4
2. 公益財団法人真庭工スペース文化振興財団	7
3. 一般財団法人真庭スポーツ振興財団	10
4. 有限会社醍醐の里	13
5. 株式会社アストピア蒜山	15
6. 株式会社グリーンピア蒜山	17
7. 株式会社グリーンズ	19

◆真庭市第三セクター全般の方向性

現在真庭市には、債務超過など著しく経営状況が悪化し、法的整理等の対象となるような第三セクターは見当たりませんが、ほぼ全てが公の施設の管理運営によって収支の均衡が保たれている状況であり、継続的に経営努力を促していく必要があります。

また、合併により業務エリアが拡大し、経営改善の必要性は認識しているものの、現状の業務範囲内での改善にとどまっており、旧町村地域のみを念頭においた従前どおりの事業経営となっている第三セクターも見受けられます。

本来、市民の共有財産である「出資法人・第三セクター」には、健全な経営や地域社会への貢献（産業振興・地域活性化・雇用創出等）など、市民・市域全体にその効用が波及するよう努める使命があります。合併以降、市からの要請や法人自らの経営改善を進めつつ、それぞれの設立趣旨に沿って活用してきている一方で、少子高齢化をはじめ、人口減少に伴う社会経済情勢、市民ニーズの変化等により、第三セクターが担うべき使命や事業の範囲が変化しています。

このため、今回経営方針や経営形態の抜本的な見直しや一層の経営努力の促進・要請を目的に、「真庭市第三セクター経営健全化指針（令和2年3月策定）」に基づき、設立目的・実施事業・管理施設の再確認、公益性や地域活性化への貢献、市関与（役員就任・出資等）の必要性、指定管理者としての適性等の検証を行い、各第三セクターへの「市の関与方針」及び「公の施設の管理運営への活用方針」等を見直しました。

なお、この方針は概ね5年間程度での実現を想定しており、この着実な推進のため毎年度の進捗状況を把握し、達成状況を公表することとします。

※指定管理施設と第三セクターについて

- ①長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期の指定期間（評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度）の設定を検討することとする。
- ②「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、第三セクターの特性、を最大限考慮することとする。

◆個別法人（第三セクター）の方向性

●方針検討対象法人一覧表

【令和5年1月現在】

No	設立	第三セクター名	出資比率	出資者（市出資額）	市からの就任役員	
1	H12	(一社) 蒜山農業公社	77.8%	真庭市 (35,000,000)	理事	副市長
			13.3%	真庭農業協同組合		
			8.9%	蒜山酪農農業協同組合		
合計			100.0%	45,000,000		
2	H9	(公財) 真庭エスパス文化振興財団	100.0%	真庭市 (100,000,000)	評議員	教育長
					理事	副市長
合計			100.0%	100,000,000		
3	R1	(一財) 真庭スポーツ振興財団	100.0%	真庭市 (15,000,000)	理事	副市長
					評議員	教育長
合計			100.0%	15,000,000		
4	H13	(有) 醍醐の里	25.6%	真庭市 (2,000,000)	-	-
			74.4%	48社員 116口		
合計			100.0%	7,800,000		
5	H8	(株) アストピア蒜山	99.8%	真庭市 (62,550,000)	監査役	副市長
			0.1%	蒜山酪農農業協同組合		
			0.1%	真庭商工会		
合計			100.0%	62,650,000		
6	H2	(株) グリーンピア蒜山	15.0%	真庭市 (750,000)	-	-
			(30.0%)			
			40.0%	(株) ヒルゼン高原センター		
			15.0%	ひるぜんワイン生産組合		
			15.0%	蒜山酪農農業協同組合		
15.0%	(株) グリーンピア蒜山					
合計			100.0%	5,000,000		

※ 出資比率は、それぞれ四捨五入のため合計が100%とならない場合があります。

※ 株式会社グリーンズの出資比率下段は、株式会社グリーンピア蒜山の出資額を合算して計算したもの。市からグリーンピア蒜山に対する出資比率が50%以上であるため。(地方自治法施行令第152条第2項)

1. 一般社団法人蒜山農業公社

(1) 設立目的

蒜山地域が有する豊かな自然や地域の特性を有効に活用し効率的で生産性の高い農業振興はもとより、幅広い地域振興施策や地域間交流を展開するとともに、これらの施策を実施する団体、地域住民等の連携を図る際の中心的役割を果たし、もって活力ある地域の創造と住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農地利用集積円滑化に関する事業
 - i) 農地所有者代理事業
 - ii) 農地売買等事業
 - iii) 研修等事業
- ②生産体系確立に関する事業
 - i) 農作業の受委託
 - ii) 経営体育成及び強化
 - iii) 農業生産基盤整備の推進
 - iv) 地域特産物の開発販売促進
- ③その他設立目的を達成するために必要な事業

(3) 実施している主な事業

- ①農地保有合理化事業、研修等事業
- ②農作業受委託
- ③堆肥センター、体験農園、大規模草地等の管理運営
- ④地域特産物の販売促進事業

(4) 管理施設

蒜山堆肥センター（公の施設）

(5) 事業の必要性

- ①農業の活性化、地球にやさしい資源循環型農業の確立、観光地である蒜山地域の環境保全等に繋げるために必要な事業である。
- ②農業後継者や農家の減少に伴う、荒廃農地と遊休農地の増加がみられ、農地集積や有効利用、適正なマッチング等の農地保有合理化事業は、必要性は年々高まっていると認識している。

(6) 設立目的との整合性

- ①蒜山地域が有する豊かな自然やその特質性を有効に活用しながら、農業・農村の自立性を促す事業や管理運営を幅広く実施することにより、地域の特性を活かした魅力ある農業、

明るい農村づくりに寄与しており整合性がある。

- ②農地管理や農作業受託も、農地の保全や耕作放棄地対策、担い手の育成確保、農家の労働力の軽減に寄与しており、設立目的に合致している。

(7) 公益性の有無

- ①蒜山地域の畜産経営に係る環境問題が観光産業にとっても重要な問題であることを認識し、資源循環型農業、環境保全型農業に必要な蒜山堆肥センターの管理を指定管理者として市から受託し、家畜糞尿の処理及び良質堆肥の生産も行っており公益性は高い。
- ②農地管理や農作業受託も、農地の保全や耕作放棄地対策、担い手の育成確保、農家の労働力の軽減に寄与しており公益性は高い。
- ③農業の基本である土づくりに大きく関わることで、基幹産業である農畜産業の持続可能性を上げる事業を展開している。真庭市経済産業ビジョンで示す「回る経済(地域循環型経済)」を推進するなど公益性が高い。

(8) 市関与の必要性

- ①蒜山地域の農地保全事業については、農業公社の活用を前提としており、今後とも存続価値は大きい。
- ②公益的な事業を行う法人として設立された団体であり、事業内容も市の経済施策と密接な関係があることから、今後とも市の関与は必要であり、現状どおり経営の自立性を高めるため、市からの役員就任は1名とする。
- ③原則的に第三セクターへの直接的な経営関与は控えることとしており、「理事」又は「監事」等への就任を検討するが、公益性確保の観点や他の構成団体との責任分担等から、「業務執行組織」に位置付けられる「理事長・副理事長」や「業務執行理事」への就任は極力控えることとする。

(9) 市の方針

●社団法人として、さらに経営努力を行いつつ事業を継続

- ①毎年の会費負担については、適正な負担となるよう理事会等での検討を要請する。
- ②現時点では、公益目的事業支出比率の要件に合致せず、公益法人化は困難であり、「非営利が徹底された法人」として公益的な事業により適正に運営されることを期待する。
- ③市全体の農業振興の中核的な役割を担うべく、機能と人材確保及び育成を進め、体制強化を図られたい。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

- ①堆肥センターの管理運営については、環境保全型農業の推進、地域農業の活性化等を図る大きな役割を担っており、同様の施設については地域振興に欠かせない存在であるが、全国的にも経営が困難な状況が見られる。

- ②蒜山農業公社では、公的使命として当該施設の管理運営を受託している状況もあるが、作業の効率化や工程の見直し等による一層の経費削減を前提に、市としても継続しての管理受託を要請したい。
- ③市全体で、農畜産業全体で担い手不足が深刻化している中、農地集約や農作業の効率化、担い手育成等の農畜産業の振興による地域活性化事業に貢献することを期待する。
- ④農業を核とした観光等の産業人材の育成と事業者等の支援、6次化等による農業事業者の所得向上等の市の施策を積極的に進めていきたい。

2. 公益財団法人真庭エスパス文化振興財団

(1) 設立目的

地域情報化の推進と、芸術文化の振興を総合的に実施することにより、真庭市における情報格差の是正と、市民の一体感の醸成を図るとともに、文化の薫り豊かな潤いと活力ある地域社会の創造と発展に寄与することを目的とする。

(2) 定款等で定めた事業

○公益目的事業

- (1) 地域情報化の推進に関する事業
- (2) 芸術文化の振興に関する事業
- (3) 文化財の保存、活用に関する事業
- (4) 図書、記録等を収集、整理、保管して利用者の閲覧に供する事業

○収益事業

- (1) テレビコマーシャル等の作成、放送事業
- (2) 公益目的以外の施設貸与事業
- (3) コーヒーショップの運営事業
- (4) その他公益目的事業の推進に資する事業

(3) 実施している主な事業

- ①久世エスパスセンター管理運営
- ②旧遷喬尋常小学校管理運営
- ③真庭ひかりネットワーク・MIT管理運営
- ④真庭市立久世図書館運営業務受託
- ⑤勝山文化センター事業運営業務委託

(4) 管理施設

久世エスパスセンター・旧遷喬尋常小学校・真庭ひかりネットワーク・MIT・久世図書館
(公の施設)

(5) 事業の必要性

- ①情報・芸術文化・交流による心の豊かさ実現のため、芸術文化事業及びケーブルテレビ事業等を行っており、この事業は、実際に体感し、感動を感じる市民を増やすことが重要であり、不断の取り組み・事業の継続が必要である。
- ②社会の成熟化に沿って、質の高い舞台芸術等の提供や芸術文化活動への参加要望が高まっており、事業の意義は高まっている。
- ③ホール稼働率は県内トップクラス（年平均90%超）であり、運用方法が市民ニーズに沿っていることの反映と受け止めている。

- ④市の直営では実施が困難な、大規模・高グレードのイベント等が実施されるなど存在意義は大きい。

(6) 設立目的との整合性

法人設立時から一貫して「情報と文化と交流がいつでも体感できる環境づくり」、「地域の芸術文化の創造、情報の発信、交流の拠点となるエスパスエリア施設の適切な管理運営」に努めている。さらに、市の文化振興の方針に沿い、市内全域の文化振興を担う法人として存在感を発揮しており、設立目的及び市の関連施策とも十分に整合性がある。

(7) 公益性の有無

- ①平成 24 年に公益認定を受け、名称を公益財団法人真庭エスパス文化振興財団に変更しており、公益性は高い。
- ②市の文化振興施策及び地域情報化施策の具体的な事業実施部門として設立した公益法人であり、事業の企画段階からの主体的な役割を担っている。
- ③M I T は真庭市の公共放送としての役割を担い、ケーブルテレビ等を通じた情報発信は市民の一体感の醸成とともに広報機関として果たす役割は大きく、必要かつ重要な事業である。

(8) 市関与の必要性

- ①公益法人として設立された団体であり、また、事業内容も市の施策と密接な関係があることから、今後とも市の関与は必要であると考えており、市からの役員就任については、当面現状のまま継続する。
- ②原則的に第三セクターへの直接的な経営関与は控えることとしており、「評議員」又は「理事」等への就任を検討するが、公益性確保の観点や他の構成団体との責任分担等から、引き続き「評議員」又は「理事」としての参画が求められる場合にあっては、「業務執行組織」に位置付けられる「代表理事」や「業務執行理事」への就任は極力控えることとする。
- ③行政側の事業担当課（スポーツ・文化振興課、総合政策課、秘書広報課）が、法人も含めた事務局レベルでの協議の場を設置する必要がある。

(9) 市の方針

●事業対象エリアの全市への拡大を要請

- ①合併により事業対象が広がっているため、市内文化ホールの一括業務受託、芸術文化振興事業受託等、市全域での事業受託の検討を要請する。
- ②収入の多くが市からの指定管理料・業務委託料であり、今後は財団運営を補完する収益事業を強化するとともに、新規の営業展開を要請する。
- ③文化振興においても地域情報分野においても、市と密接な関係にあり行政運営上からも必要な団体（財団）であり、特に、「市文化振興計画」及び「真庭市 d X 戦略計画」の推進

においても積極的な役割を求める。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

- ①文化施設（特にホール）の運営には、文化芸術事業の企画・実施、舞台製作等に係る専門性と、さらに地域文化の育成の観点から、地域や利用者（団体）と管理者（職員）との間に信頼関係、協働関係を構築することが不可欠であり、引き続き現体制を維持強化されたい。
- ②文化事業、ホール運営、番組制作、テレビ施設設備の日常管理等の特定目的の要員を、長期固定的に確保しつつ、高度なスキル・ノウハウ・経験を蓄積されたい。
- ③「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に貢献されたい。
- ④デジタル通信技術の活用による市民生活の向上を目的とした支援策を独自に実施するとともに、市の委託先となるなど、市と協働した政策推進を行っており、今後も公益的使命を果たすよう期待する。
- ⑤dX戦略計画に沿い、市民等を対象とした情報通信・デジタル機器の利活用、デジタルリテラシー等の事業を市内全域で積極的に実施するよう要請する。
- ⑥独立した法人として国や県等の支援を活用し、自主的な事業として共生社会推進のための情報提供や施設整備などに配慮していただきたい。

3. 一般財団法人真庭スポーツ振興財団

(1) 設立目的

市内のスポーツ等の普及振興及び体力づくり活動の支援のために必要な事業を行い、市民の心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養に寄与することを目的とする。

(2) 定款等で定めた事業

○公益目的事業

- (1) スポーツの普及振興及び体力づくり活動の支援を図るための講演会、講習会、教室及び大会等の開催並びに他のものが行うこれらの催しへの協力
- (2) スポーツ及び体力づくりに関する指導者の育成及び、登録派遣及びボランティアの育成
- (3) スポーツ及び体力づくりに関する調査研究及び情報提供
- (4) 健康及び体力づくりの相談
- (5) 真庭市からの指定による各種スポーツ施設等の管理運営
- (6) 真庭市からの委託による各種スポーツ事業等の実施
- (7) 真庭市からの委託による自主防災組織設立推進及び育成強化事業等の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

○収益目的事業

- (1) 各種スポーツ施設等の管理運営等の受託
- (2) スポーツ事業の企画、立案、管理及び運営
- (3) 喫茶及び食堂事業
- (4) 不動産の賃貸借及び管理
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 実施している主な事業

- ①公園の管理運営
- ②スポーツ施設、宿泊研修施設の管理運営
- ③大会、イベントの自主運営
- ④地域スポーツクラブの受託運営
- ⑤健康増進施設の管理運営

(4) 管理施設

落合総合公園、北町公園・宮芝公園・やまびこ公園、健康増進施設「水夢」(公の施設)

(5) 事業の必要性

市民のスポーツ環境の充実及び健康増進に関する市民の関心は年々高まっており、施設利用者の増加や施設の高グレード化、機器の増設、提供サービスの多様化等の要望も強く、施設の維持管理・機能向上も含めて、事業の必要性は増大している。

(6) 設立目的との整合性

市スポーツ推進計画に沿い、スポーツ振興に関する地域貢献、協働による事業展開を進めており、市内の生涯スポーツ、競技スポーツ、学校関連の大会・イベント等への積極的な企画や支援など、設立目的に合致した事業を実施しており、市内全域のスポーツ振興を担う法人として存在感を発揮している。

(7) 公益性の有無

- ①市のスポーツ振興を図るため、市民スポーツ団体の連携の中核としての役割を担い、人材育成、市民の自主的活動及びアスリートの支援を行っており、公益的な事業を実施する団体である。
- ②落合地区の「しらうめスポーツクラブ」、久世地区の「スポーツ・レクリエーション倶楽部くせ」の運営支援、大会・イベント等の自主事業を積極的に共催実施しており、公共的使命達成についても大いに貢献している。

(8) 市関与の必要性

- ①原則的に第三セクターへの直接的な経営関与は控えることとしているが、スポーツ振興や健康増進の市重点施策の推進及び株式会社から財団法人に転換した経緯を勘案し、市及び教育委員会部局からの「評議員」又は「理事」等への就任は維持する。
- ②公益性確保の観点や他の構成団体との責任分担等から、引き続き「理事」としての参画する場合でも、「業務執行組織」に位置付けられる「代表理事」や「業務執行理事」への就任は極力控えることとする。

(9) 市の方針

●事業対象エリアの拡大を要請

- ①市内全域の事業を担う財団法人に転換したことを踏まえ、早急に公益法人に転換するよう、強く要請する。
- ②スポーツ振興及び健康増進について、市と密接な関係にあり行政運営上からも必要な団体（財団）であり、特に「市スポーツ振興計画」の推進において積極的な役割を求める。
- ③今後の市全域への事業展開を要請する。特に、市南部(北房・落合・久世・勝山地域)のスポーツ施設の一体的な管理運営の受託検討を要請する。
- ④各種スポーツ大会を企画実施するなど、積極的な事業活動を行っており、今後さらに公園内各施設の利用者の増大と、経営改善により管理経費の削減を要請する。
- ⑤少子化や高齢化の進展により、スポーツ及び健康増進の意義と指導員など担い手育成の必要性が高まっており、法人の公益的な役割として主体的に取り組むことを要請する。
- ⑥スポーツ施設管理とスポーツ振興を一体に行う強みを活かし、市民のスポーツ振興の中核組織となり、関係団体との連携を強化し、スポーツマネジメントや指導者などの人材の育

成ができる体制を整えることを要請する。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

- ①施設の老朽化が進んでおり、スポーツ施設再配置計画や個別計画・長寿命化計画策定を急ぎ、法人経営の安定化を図り、持続可能なスポーツ・健康増進の推進体制構築を市と法人が協働していく。
- ②市内のニーズを把握し、スポーツ施設を一括・ネットワーク化して管理する体制を整備するため、組織改編を行ったところであり、今後は人材確保及び育成や組織拡張の準備期間等の担保が必須である。

4. 有限会社醍醐の里

(1) 設立目的

地域物産の生産消費拡大及び情報発信並びに消費者と生産者の交流等を通じ、産業の振興を図ることを目的として設立された法人であり、「生産者・出品者が主役」、「地元生産者の意欲向上、所得向上」、「地域活性化のための場の提供」を法人の運営方針としている。また、これに付随、関連又は相乗効果が見込まれる商品販売、飲食業務、イベント、施設管理など、多種多様な事業を営むことも目的としている。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農畜産物、林産物その他加工品・特産物の開発・展示販売並びに受託販売業務
- ②食料品の展示販売及び受託販売業務
- ③工芸品、民芸品、花木類の展示及び受託販売業務
- ④上記①②③の物品の通信販売、電子商取引業務
- ⑤料理、飲食に関する業務
- ⑥飲食店業者への貸店舗業務
- ⑦自動販売機設置受託業務
- ⑧イベント等出展者への施設賃貸業務
- ⑨情報通信システムの保守、企画運用業務
- ⑩環境整備及び地域福祉事業に関する調査、研究業務
- ⑪印刷物の企画整版、出版物の発行
- ⑫観光及びレクリエーションに関するイベント企画、立案、広報、宣伝並びに情報提供
- ⑬宅配便の取扱業務及び梱包資材の販売
- ⑭公共団体等所有にかかる土地及び施設の管理、運営の受託
- ⑮酒類の販売
- ⑯前各号に付帯関連する一切の事業

(3) 実施している主な事業

- ①農畜産物、林産物その他食料品加工品の受託販売業務
- ②料理、飲食に関する業務
- ③貸店舗業務
- ④地域情報及び観光に関する広報、宣伝並びに情報提供

(4) 管理施設

道の駅醍醐の里（公の施設）

(5) 事業の必要性

地域活性化及び農家の所得向上に寄与しており十分に事業の効果が上がっており、さらに社

会情勢の変化により地産地消が望まれるようになり、事業の必要性は増している。

(6) 設立目的との整合性

農畜生産者の育成、地産地消としての安全な食材の提供、地域交流の推進、高齢者の生きがい対策、観光情報の発信等、設立目的を十分に果たしている。

(7) 公益性の有無

①生産者、出品者（登録会員）のネットワークも大きく広がっており（会員約600名）大きな財産となっている。

②法人への出資者、農産物等の出荷者、従業員等、全てが地域とのつながりが深い。

(8) 市関与の必要性

①自立経営はできているため、将来的には完全民営化も選択肢にできる。しかし、市が設置する道の駅の運営が主たる事業であり、行政の関与を全く無くすためには、今後の経営基盤の強化が必要と思われる。

②経営状況の把握や地域活性化への一層の貢献指示のため、現在の市の関与（出資率）は維持することとする。

(9) 市の方針

●自立経営を促しつつ現体制を継続

債務超過や事業の陳腐化による法人廃止の対象ではなく、逆に地域活性化や農村振興、農業振興施策のためにも一層の事業拡大・継続を要請する。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

①施設改修等の設備投資や法人所有の備品・物品整備など、現団体活用のメリット、優位性があると思われる。

②法人の経営目標である地元雇用を積極的に推進しており、地域経済に大きく貢献している。

③地元農業者と連携し、あぐりネットワークを活用して地域の農産品の販路拡大や担い手の育成、生きがい対策事業の支援など、産業振興だけでなく地域活性化事業として積極的に連携していく。

④地域や地元高校と連携した地域活性化活動や、防災備蓄の協力、弁当の配達事業による安否確認等の地域貢献を進めていく。

5. 株式会社アストピア蒜山

(1) 設立目的

蒜山地域の活性化のため、設立した法人であり、観光の目的地となっている宿泊施設、牧場公園などの適正管理、さらに地域の方々に気軽に利用できる憩いの場所の提供などを目的に設立された法人である。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農林水産物の加工及び販売
- ②飲食物、観光土産品及びスポーツ用品の販売
- ③宿泊施設、食堂、喫茶店及びスポーツ施設の経営
- ④市営施設等公共施設の管理運営受託
- ⑤市道農道の草刈、除雪等の業務受託
- ⑥不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介業務
- ⑦前各号に付帯する一切の事業

(3) 実施している主な事業

- ①蒜山高原スポーツ公園の管理運営
- ②道の駅蒜山高原の管理運営
- ③ホテル蒜山ヒルズの管理運営
- ④自然牧場公園の管理運営
- ⑤津黒高原荘及び周辺施設の管理運営
- ⑥蒜山サイクリングターミナル及び蒜山快湯館の管理運営

(4) 管理施設

蒜山高原スポーツ公園・ホテル蒜山ヒルズ・自然牧場公園・津黒高原荘、キャンプ場、温泉プール、スキー場、グラウンド、テニスコート、蒜山サイクリングターミナル、蒜山快湯館（公の施設）

(5) 事業の必要性

- ①蒜山地域の活性化のため、施設設置や法人設立も含めて総合的に取り組んできた事業であり、現在では著名な観光地として認知されており、これまでのグレードに施設を育ててきた経緯、地域の関わり、第三セクター設立の経緯・趣旨（地元住民の参画）から、事業の必要性は不変である。
- ②利用者ニーズの多様化、高水準のサービス要求、施設の充実等の要望が多く、事業の必要性は増大している。

(6) 設立目的との整合性

近隣地域や都市部からの観光の目的地となっている宿泊施設、牧場公園などを適正に管理運

営しており、さらに地域の方々に気軽に利用できる憩いの場所を提供していることなど法人設立の目的を十分果たしている。

(7) 公益性の有無

- ① 蒜山地域の公の施設のネットワーク化・マネジメントによる相乗効果により、観光客誘致などの蒜山全体の活性化に寄与するという第三セクター設立の理念から、牧場公園やスポーツ公園施設等、単体では収益のない施設も含めて「公の施設」の管理運営を行っており公益性は高い。
- ② 施設の魅力アップのため、「公の施設」への自主的な設備投資等を実施している。
- ③ 地元雇用に関しても、安定した従業員を雇用し、地域経済に貢献している。

(8) 市関与の必要性

- ① 現下の経済情勢から新たな出資引受者の確保は困難であり、出資比率（99.8%）は現状維持とする。

(9) 市の方針

● 自立経営を促しつつ現体制を継続

- ① 地域の安定雇用や事業収益による経済効果、運営施設の地域での価値、さらに観光情報発信など地域に密着した第三セクターとしての役割を果たしており、経営の安定化に向けた体質改善を要請する。
- ② 人材確保と育成を進め、地域間連携による事業を実施し、蒜山地域の観光を担う事業者としての体制強化を図りたい。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

- ① 施設の設置目的充実のため、設備投資への利益充当も計画しており、大きなメリット・優位性がある。
- ② 法人の経営目標である地元雇用に積極的に推進しており、地域経済に大きく貢献している。
- ③ 蒜山の各地域の住民や事業者と連携し、地域資源を活用した事業を長年展開している。このネットワークと信頼関係を生かし、地域の特徴を生かした地域活性化に資する事業を図れるよう連携していく。
- ④ 市が進める観光地域づくりに積極的に協力し、宿泊施設を管理運営する強みを生かし、滞在型観光やグリーンツーリズムなど自然環境と共生した魅力づくり等を地元事業者と連携して進めていく。

6. 株式会社グリーンピア蒜山

(1) 設立目的

蒜山地域の活性化のため、地元住民の出資も得ながら設立した法人であり、観光の目的地となっている各種施設を適正に管理運営し、地域の安定雇用、自らの事業収益や地元商工・農業者の活用による経済効果の創出などを目的に設立された法人である。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農畜産物及び水産物の加工、販売
- ②レストラン、喫茶店、スポーツ施設、ドライブイン宿泊施設の経営
- ③各種食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、観光用土産品、日用雑貨品、スポーツ用品、煙草、衣料品、牛乳の販売
- ④不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介業務
- ⑤市営施設等公共施設の管理運営受託
- ⑥市道及び農道の草刈、除雪等の業務の受託
- ⑦前各号に附帯する地域貢献を目的とした事業

(3) 実施している主な事業

- ①農畜産物及び水産物の加工、販売
- ②レストラン、喫茶店、スポーツ施設、ドライブインの経営
- ③各種食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、観光用土産品、日用雑貨品、煙草、衣料品の販売
- ④公共施設の管理運営受託

(4) 管理施設

ウッドパオ・道の駅風の家・そばの館・ハービル・ベアバレースキー場（公の施設）

(5) 事業の必要性

蒜山は現在では著名な観光地として認知されているが、事業着手から膨大な労力を傾注して、現在のグレードに施設を育ててきた経緯や地域との関わり、第三セクター設立の経緯・趣旨（地元住民の参画）等から、事業の必要性は不変である。加えて、蒜山地域内外の事業者間の連携の中核として機能する法人となっており、蒜山地域の観光振興を図るうえで、ますます事業の必要性が増大している。

(6) 設立目的との整合性

各種施設を適正に管理運営し、地域の安定雇用の創出及び事業収益による経済効果（法人税、住民税、事業納付金の納付）、地域の商工業者や農家などの取引による活性化や生きがいの場の提供、さらに、公共的なサービスの提供なども積極的に行っており、当初の事業目的及び法人の設立目的に合致している。

(7) 公益性の有無

- ① 蒜山地域の公の施設のネットワーク化・マネージメントによる相乗効果により、観光客誘致などの蒜山全体の活性化に寄与するという第三セクター設立の理念から、自然条件により経営リスクの大きい施設も含めて「公の施設」の管理運営を行っており公益性は高い。
- ② 法人の本来事業として管理施設の維持管理が定められており、法人収益の一定部分を積極的かつ継続的に管理施設への投資（設備、人材等）に充てている。
- ③ 農産物出品者の収入増や、地域の雇用確保などによる地域経済の活性化にも多大な貢献をしている。

(8) 市関与の必要性

- ① 出資に関しては、他の出資者の大部分が地元自治会（住民）であり、地域一丸で経営に参画している法人であり、市の関与割合・権限として現状（3分の2）の出資比率が適正であると考えており現状維持とする。
- ② 市からの役員就任は、経営状況の把握のため現状維持とする。

(9) 市の方針

●事業対象エリアの拡大を要請

- ① 地域の安定雇用や事業収益による経済効果、運営施設の地域での価値、さらに観光情報発信など地域に密着した第三セクターとしての役割を果たしており、市全体への事業拡大・継続を要請する。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

- ① 施設の運用開始以来、会社として管理施設に対し、固定資産投資（施設改善、備品補充、追加施設建設等）を行っており、現団体活用のメリット、優位性があると思われる。
- ② 法人の経営目標である地元雇用に積極的に推進しており、地域経済に大きく貢献している。
- ③ 蒜山の各地域の住民や事業者と連携し、地域資源を活用した事業を長年展開している。このネットワークと信頼関係を生かし、地域の特徴を生かした地域活性化に資する事業を図れるよう連携していく。
- ④ 蒜山地域観光の中心的な施設を運営し、観光地域づくりにおいて中核的な役割を果たしている。蒜山だけでなく他地域も含めた市全体の観光地域づくり事業の実施の担い手として連携していく。

7. 株式会社グリーンズ

(1) 設立目的

蒜山地域及び真庭市の文化と観光の質の向上と、地元産業の振興と雇用の確保、地域が主体となった観光地域づくりを振興するため、蒜山地域観光資源を熟知した地域事業者の出資も得ながら設立した法人である。蒜山観光文化発信拠点施設の適正な管理運営と、蒜山地域内外の観光事業者及び施設との連携による、地域の安定雇用、自らの事業収益や、地元商工・農業者の活用による経済効果の創出などを目的にしている。

(2) 定款等で定めた事業

- ①市営施設等公共施設の管理及び運営に関する業務。
- ②農産物、畜産物の生産、加工及び販売。
- ③レストラン、ドライブイン、スポーツ施設及び飲食店の経営。
- ④各種食料品、清涼飲料水、牛乳、乳製品、酒類、観光用土産品、日用雑貨品、スポーツ用品、衣料品等の販売。
- ⑤不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介業務。
- ⑥市道及び農道等の草刈り、除雪等の管理業務の受託。
- ⑦イベントの企画、制作、実施及び受託。

(3) 実施している主な事業

- ①蒜山観光文化発信拠点施設の管理運営
- ②蒜山ミュージアムの施設管理業務

(4) 管理施設

蒜山観光文化発信拠点施設（公の施設）

(5) 事業の必要性

- ①蒜山地域及び真庭市の観光振興及び地域文化の推進を図り、地域活性化を目的としており事業の必要性はある。
- ②地域環境共生と地域の持続可能性を向上するという、新たな真庭市の地域価値の創造を目指す事業を実施しており、将来の真庭市の観光地域づくりを担う事業である。

(6) 設立目的との整合性

観光文化発信拠点施設を適正に管理運営し、地域の安定雇用の創出及び事業収益による経済効果（法人税、住民税、事業納付金の納付）だけでなく、新たな地域資源の掘り起こしや地域内外の地域資源を連携させ、地域ブランドとして「グリーンナブル」を展開するなど、新たな地域価値の創造を積極的に行っており、当初の事業目的及び法人の設立目的に合致している。

(7) 公益性の有無

- ①真庭市の地域資源を活用し、新たな地域価値を創造することを目的としており、蒜山地域

だけでなく真庭市全体の持続可能性に資する事業であり、公益性は高い。

- ②地域内外の地域資源の掘り起こしや連携により地域経済循環を促すだけでなく、地域雇用の拡大や所得向上につながる事業を実施しており、公益性がある。

(8) 市関与の必要性

- ①他の出資者は地元事業者であり、地元事業者が経営に参画している法人である。市の関与割合・権限として現状（単独 15%・グリーンピア蒜山と合わせて 30%）の出資比率が適正であると考えており、現状維持とする。
- ②市からの役員就任はしていないが、株主総会出席等により経営状況の把握ができており、現状維持とする。

(9) 市の方針

● 自立経営を促しつつ現体制を継続

- ①真庭市の地域価値を向上させるために、地域内外と連携しながら地域資源の活用や高付加価値の観光商品の開発や提供を行うなど、地元事業者の強みを生かして第三セクターとしての役割を果たしており、一層の事業拡大・継続を要請する。
- ②指定管理施設の運営の効率化や収益事業の実施などを積極的に行い、自立経営に向けた経営基盤の確保を要請する。

(10) 地域活性化及び公の施設管理への活用方針

- ①地域以外の市内各地域との連携を進め、地域資源を活用した地域間連携による観光地域づくりの促進や地域活性化事業を積極的に行い、地域経済循環を促進させる事業実施を期待する。
- ②地域間連携の中心施設として、地域一体型の観光地域づくりのビジネスモデルとなるよう事業を展開し、地域全体の商品価値の向上、産業の活性化に努められたい。